

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援事業における
伴走支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援事業における伴走支援業務委託

2 業務の目的

国において、2040年を見据えた新たな高等学校教育の在り方を示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」に基づく、「地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現」及び「技術革新のスピードが加速する時代に適した問題解決能力の獲得に向け、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現」のため緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金により先行的な支援を実施する。

そのことを受け、本県では、教育内容の抜本的改革とそれを可能にする環境整備を一体的に行う改革を先導する拠点（以下「改革先導拠点」という。）として県立坂井高校を選定し、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成を行っていくこととしている。

今回、改革先導拠点校が産学官一体となって人材育成をしていくための伴走支援について本委託により行うこととする。

3 改革先導拠点場所

福井県立坂井高等学校

4 事業費

18,000,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

5 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

6 業務内容

業務の内容は、別添【参考】各拠点校におけるアドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成概要に沿ったものとし、以下の業務を遂行する。

（1）事業全体マネジメント支援

ア ビジョン・戦略の立案支援

A 産学官分野等関係者へのヒアリング

B 協力校への波及を含めたビジョン・戦略（3年間の事業計画、2040年に向けたビジョン）の作成

C プロジェクトチーム及びこれに関連する会議体の設計と運営支援

イ KPIの計測・検証支援

A 事業目標（高度資格取得数、プロジェクト数、生徒の自己評価値 等）の測定

B 学校が実施する評価やフィードバック等への支援

- ウ 社会的インパクト評価の検証支援（定性的な変化や社会的な波及効果の分析）
 - A 社会的インパクト評価指標の策定、調査及び評価
 - B 生徒の資質・能力の評価指標及び計測方法の開発支援
 - C 教育改革が地域社会や生徒の変容（自己効力感、問題発見能力等）に与える影響の調査・レポート作成
- エ 協力校への波及
 - A 協力校教員等へのビジョン、戦略の共有支援
 - B 改革先導拠点校における協力校生徒等との共同実習の支援
 - C 産学官連携による先端技術研修
 - D 企業先端技術研修への教員派遣の支援
- オ 情報収集・調査
 - A 本事業に資する全国の高校教育改革の先進事例や、産学官連携の最新動向の調査・報告
- カ 定例会議
 - A 本業務の円滑な遂行のため、県および学校側と定期的な打ち合わせの実施（オンライン会議の活用を含む）

（２）改革先導拠点校への事業推進支援

- ア 学校の実行計画づくりと推進体制構築支援
 - A 3年間の計画策定と校内体制構築の支援
 - B 校内文化の醸成と教員研修の実施
- イ 産学官連携プロジェクトの組成・支援
 - A 県、関係市町等の関連部局、企業・金融機関へのヒアリングと連携調整
 - B 産業界、行政とのビジョン・戦略共有に向けた対話の場づくり
 - C 産学官金と連携する事業・取組の設計支援と立ち上げ・運営支援
 - D 産業連携カリキュラムの構築に向けた企業・学校との調整支援
 - E 全8コースでのプロジェクト設計、企業との合意形成、進捗管理
 - F「坂井高校マルシェ」（農商連携のビジネス実践）の高度化支援
 - G「起業家育成講座」や、小中学生向け職業体験「キッザニア等」の企画・運営支援
- ウ コンソーシアムの運営支援
 - A 事務局運営支援、産業団体との連携支援、新規開拓
 - B コンソーシアムの自律的な運営と発展に向けた課題整理と改善
 - C コンソーシアムの分科会の設置支援、運営サポート
- エ 改革先導拠点校への業務負荷軽減支援
 - A コーディネーターを坂井高校に配置し、産学連携に関わる業務の遂行（企業へのアポイント、インターンシップ調整、外部連絡調整の一括代行）
 - B コーディネーターを支援するための業務責任者の配置、本事業のリスクやボトルネックの解消
 - C 改革先導拠点校の取組推進に向けた支援及び助言、関係者との調整
 - D 改革先導拠点校が実施する地域や協力校等との交流イベント（キャリア教育行事、合同研修会、他県との交流等）の支援、関係者との調整

オ 広報支援

- A 改革先導拠点校の取組について、未アプローチのステークホルダーへの広報企画・遂行（魅力発信）
- B 取組みや成果等の公表

(3) 事業促進のためのアドバイザー

ア 高校改革アドバイザー

- A 事業全体に対する指導助言
- B 改革先導拠点校のビジョン・戦略・評価基準・個別施策等に対する指導助言
- C 協力校への指導助言

7 業務進捗状況及び完了報告

- (1) 業務の実施にあたっては、業務スケジュール表を作成し、県と協議のうえ実施する。
- (2) 実施期間中は、県と協議のうえ定める頻度で経過報告等を行い、必要に応じ実施方法等の変更を行う。
- (3) 受託者は、業務期間中、県の求めに応じ、業務の進捗状況に関する報告を行う。
- (4) 受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日までに知事宛てに報告する。

8 成果品

本業務において受託者が作成すべき成果品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業推進状況のアセスメントに関する報告書
- (2) 社会的インパクト評価に関するロジックモデル、指標、調査結果報告書
- (3) KPI進捗管理シートおよびフィードバック資料
- (4) 地域連携スタートアップガイド（協力校への普及用資料）
- (5) 業務完了報告書
 - A 令和8年度における活動報告
 - B 令和9年度以降のコンソーシアム運営手法、事業全体の設計及びロードマップの策定について具体的な提案。

9 委託料

委託料は業務完了後一括払いとし、委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、需用費等）及び一般管理費とする。

備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。機材等の場合、事業期間内のリース料は認める。

なお、本業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておく。また、必要に応じ県が関係書類の提出を求めた場合は提供すること。

10 特記事項

- (1) 本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。

- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- (4) 本業務を第三者に再委託することはできない。但し、県と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- (5) 本業務の実施にあたっては、県、市町、関係機関及び県が本事業に関連した別に実施する事業の受託者等と綿密な連携及び必要な情報等を提供することとし、疑義等が発生した場合は、県と協議のうえ解決することとする。
- (6) 本業務の制作物等（電子データも含む）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び使用权は、全て福井県に帰属する。
- (7) 本業務の実施については、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。
- (8) 成果物に第三者の著作物等を使用する場合、受託者の責任と費用負担で必要な手続きを行うこと。万一、第三者から権利侵害等の申し立てがあった場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。